

第4編 研究開発機関の評価の実施方法

第1章 総括的事項

- 1 研究開発機関は、各研究開発機関における科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的を実施する。
- 2 各研究開発機関は、その設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から、当該研究開発機関の活動について評価を行う。

第2章 評価方法

- 1 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。
研究開発機関に評価委員会を置く場合は、概ね10名程度の当該研究開発機関に所属していない専門家（国立医療機関等研究機関にあつては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない専門家）等より構成するものとする。
- 2 研究開発機関の長は、当該研究開発機関全体の評価が3年に1回を目安として定期的に行われるよう評価実施計画を策定する。
- 3 研究開発機関の各部等は、評価実施計画に基づいて、当該部等の活動の現状、体制及び将来の計画等について報告書を作成し、研究開発機関の長に提出する。
- 4 研究開発機関の長は、各部等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出する。
- 5 評価委員会は、研究開発機関との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成する。
- 6 評価委員会は、評価報告書を研究開発機関の長に提出する。
- 7 研究開発機関の長（国立医療機関等研究機関にあつては、当該研究機関の長及び当該研究機関が置かれている施設等機関の長。第4章の1を除き、以下同じ。）は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、当該評価報告書に当該研究開発機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されている場合には、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。
- 8 各研究開発機関の長は、評価報告書（7により対処方針を作成した場合は、評価

報告書及び対処方針。第5章及び第6章において同じ。)に基づき、その運営の改善等に努めなければならない。

第3章 評価事項

研究開発機関の評価事項は、原則として次に掲げる事項とし、各研究開発機関の研究目的・目標に即して評価事項を選定する。また、評価に当たっては、評価業務の重複とならないように、研究開発課題等の評価の結果を活用する。

- 1 研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
- 2 研究開発分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
- 3 研究資金等の研究開発資源の配分
- 4 組織、施設設備、情報基盤、研究及び知的財産権取得の支援体制
- 5 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制
- 6 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流
- 7 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- 8 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- 9 倫理規定及び倫理審査会等の整備状況
- 10 その他

第4章 評価の実施体制

1 評価委員会の委員は、当該研究開発機関に所属していない者（国立医療機関等研究機関にあっては、当該研究機関又は当該研究機関が置かれている施設等機関のいずれにも所属していない者）で、当該研究開発機関の行う研究分野の指導的研究者から、当該研究開発機関の長が選任する者とする。ただし、必要に応じて研究開発機関の長は、次に掲げる者を委員として選任することができるものとする。

- (1) 当該研究開発機関の所掌する専門分野以外の分野の有識者
- (2) 研究開発機関の所管課又は研究事業等の所管課に所属する者

2 評価委員会の委員の任期等は、研究開発機関ごとに定める。

第5章 評価結果の通知等

1 研究開発機関の長は、当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとする。

2 厚生科学審議会は、評価報告書の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該評価報告書に関して意見を述べることができる。

- 3 当該研究開発機関の所管課は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関に対し、その講ずるべき措置を指示するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- 4 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告するものとする。

第6章 評価結果の公表等

- 1 各研究開発機関は、次に掲げる事項を当該研究開発機関のホームページ等により公表する。
 - (1) 評価報告書及び第2章の7で定めた対処方針
 - (2) 厚生科学審議会が第5章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容及び第5章の4により報告した当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 2 各研究開発機関の所管課は、所管している研究開発機関について、次に掲げる事項を厚生労働省ホームページ等により公表する。
 - (1) 当該研究開発機関における研究開発課題及び研究開発結果
 - (2) 厚生科学審議会が第5章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容
 - (3) 第5章の3により当該研究開発機関に指示した場合は、当該指示の内容
 - (4) 第5章の4の報告を受けた当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 3 公表に当たっては、個人情報・企業秘密や未発表の研究開発成果・知的財産権の取得等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

第7章 事前の自主点検の実施等

各研究開発機関は、すでに所内に設置されている評価委員会等を活用し、当該研究開発機関の研究開発活動について、定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

第8章 その他

研究開発機関と一体化している病院で実施されている臨床研究についても、本指針に基づき評価を行うことが望ましい。

第5編 研究者の業績の評価の実施方法

研究者の業績評価については、研究開発機関の長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のための仕組みを整備して実施する。その際、研究者には多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、厚生労働行政への貢献、研究開発の企画・管理、評価活動その他の関連する活動等に着目し、量よりも質を評価する。また、人材養成機関としての機能を併せ持つ等の場合は、人材養成その他の面についても評価できるように配慮する。

研究者等の業績の評価結果については、次の段階の研究開発の実施への反映や研究環境の改善等、幅広い観点からの処遇の改善に反映させる。

本指針にいう研究開発機関

1 国立試験研究機関

- (1) 国立医薬品食品衛生研究所
- (2) 国立保健医療科学院
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所
- (4) 国立感染症研究所

2 国立高度専門医療センターと一体化した研究機関

- (1) 国立がんセンター研究所
- (2) 国立循環器病センター研究所
- (3) 国立精神・神経センター神経研究所
- (4) 国立精神・神経センター精神保健研究所
- (5) 国立国際医療センター研究所
- (6) 国立成育医療センター研究所
- (7) 国立長寿医療センター研究所

3 施設等機関（国立医療機関を除く。）と一体化した研究機関

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

行政関与の在り方に関する基準(抄)
(平成8年12月16日行政改革委員会策定)

Ⅲ. 判断基準

2. 行政の関与の可否に関する基準

行政の関与は、市場原理が有効に機能しない「市場の失敗」がある場合に限り、関与も必要最小限にとどめる。市場の失敗には、資源配分の効率性にかかわるものと、所得・富の分配の公平性にかかわるものがあり、当委員会ではこれら双方に関する基準を示している。資源配分の効率性にかかわるについては、財・サービスの特性や市場参加者の性格に着目したものである。

(1) 公共財的性格を持つ財・サービスの供給

1. 民間による供給が不可能であるか、あるいは、民間による供給では極めて問題である理由を説明する。なお、その際には、施策・業務の内容について、真に受益者が特定されず料金の徴収ができないこと、各需要者が受ける便益に比較して料金徴収費用が高いので料金の徴収が合理的でないこと、多数の消費者(企業を含む。)によって集合的に消費されることが(すなわち、ある人が消費しても他の人の消費を減らさないこと)、または、紛争処理や法的拘束など公権力に基づく関与が必要であることのいずれかを説明する。
2. 公共財については、その社会的便益及び費用を十分に勘案し、その供給量が過大にならないようにするとともに、費用の最小化を図る。
3. なお、次に示す特定の公共財については、上述した基準に加え、それぞれに示す基準を満たす必要がある。

1. 経済安全保障

1. 安全保障に関するリスクを分析し、経済安全保障を確保する施策について社会的便益及び費用を明示の上、それらに基づき行政関与の必要性を示す。その際、確保する安全の水準や実施可能な施策について複数の選択肢があればそれらを提示し、比較検討する。
2. また、真にリスク軽減に寄与する施策であることを説明する。
3. 市場原理を歪める施策、所得再分配効果あるいは業界保護的効果の強い関与は必要最小限にとどめる。行政が関与する場合には、水平的公平の確保(同一の所得・資産の者に対しては、同一の受益(負担)となるように取り扱い、職業・世代・居住地などによって異なる扱いをしないこと)に特に留意する。

2. 市場の整備

1. 市場の整備が必要な理由とともに民間では市場整備できない理由を説明する。
2. 市場整備の目的・対象を明確化し、当該目的・対象に適した施策に限定する。その際、市場整備のために必要な期間をあらかじめ設定の上、徐々に当該施策から撤退することとし、そのためのタイムスケジュールを明示する。
3. 市場の整備のうち、特に市場のルール作り及び監視機能の在り方に関しては、次に示す基準を満たす必要がある。
 - a. 市場のルール作りについては、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。ルールの策定に当たっては、市場原理の働きを歪める度合いが小さく、より競争制限的でないルールを優先するとともに、裁量の余地を最小化する。

- b. 監視機能についても、行政が関与しなければならない理由及び当該関与が必要最小限であることを説明する。
また、市場の監視に当たっては、監視・チェック機能の有効性、独立性を高める。

3. 情報の生産

1. 行政が関与しなければ情報の生産が過少（あるいは過大）となること、さらには、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを明らかにする。
2. 行政が関与するに当たっては、情報生産に適切なインセンティブを与える施策に重点を置く。同時に、行政は生産された情報の効率的かつ公平な利用を促進するための環境整備を図る。

4. 文化的価値

1. 社会の伝統や文化等の文化的価値を有する財・サービスに対する行政の関与は、その維持のために最低限必要なものに限定する。
2. 行政が関与する場合には、地域による施策を優先する。国として行政の関与が必要とされる場合には、原則として、数量的評価を実施の上、コスト意識の明確化を図る観点から、財政的措置については基金・補助金制度を活用するなど補助を外部化することとし、補助を外部化できない場合は、内部補助について実質的な補助額を明確化する。

(2) 外部性

1. 外部性が存在（すなわち市場取引が成立せず、価格付けを行うことができない）しており、それによって発生している資源配分のロスが極めて大きいこと、さらに、行政の関与による社会的便益が社会的費用を上回ることを示す。
2. 所得再分配的効果が強い場合、当該施策・業務から原則として撤退する。
3. 行政が関与する場合は、受益者負担の徹底を図るとともに、市場原理の歪みを小さくし、市場原理を活用するという観点に立って、代替的な施策について比較検討を行う。

(3) 市場の不完全性

1. ある特定の財・サービスについて市場取引が成立しないなど市場が不完全であることを説明する。その際、市場が不完全であるために発生している問題を具体的に明示の上、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを示す。
2. 特に、不確実性と情報の偏在（非対称性）による市場の失敗に対応するための行政の関与については、次の基準を満たす必要がある。
 - a. 不確実性
 1. 将来の不確実性によって市場の機能が不完全になっており、それが重大な問題を発生させていることを説明する。
 2. 行政が関与する場合、それが民間による対応を阻害しないように留意する。そのため、不確実性によって発生している問題を具体的に明示し、その是正のための手段として、行政による関与が必要であることを説明する。その際、市場原理を歪める度合いが小さい手段の活用を図るとともに、市場環境の整備にも重点を置く。
 3. 特に、資本市場の不完全性に関連して、事業リスクを伴う投資については、特に採算性及びリスクの観点から検討を加え、民間だけでも投資可能なものからは撤退する。行政が関与する必要があるとされたものについては、民間だけではできない理由を説明するとともに、可能な限りの数量的評価を実施して、社会的便益及び費用を分析する。なお、数量的評価の結果、社会的費用が社会的便益を上回ると見込まれる場合には、行政の関与は厳に慎まなければならない。
 - b. 情報の偏在（逆選択、消費者保護など）
 1. 市場参加者（特に、売り手と買い手）の間で、情報が偏在しているこ